

保団連・医科第2次新点数検討会」動画配信のお知らせ

医科第1次新点数検討会に続いて、4月18日（土）に開催された「第2次新点数検討会」の動画配信も行っています。アドレス等は「第1次」と同じです（以下の通り）。テキスト「新点数運用Q&A—レセプトの記載」をご用意いただいてご覧ください。

URL : [REDACTED]

ユーザ名 : [REDACTED]

パスワード : [REDACTED]

会員のみ。協会へお問い合わせを。

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）が発出されています

安倍首相が「診療報酬を倍増する」と発言していたものだと思われます。厚労省ホームページもしくは当協会ホームページで原文をご確認ください。

1. 救命救急入院料、特定集中治療室管理料又はハイケアユニット入院医療管理料を算定する病棟において、人工呼吸器管理等（体外式心肺補助（ECMO）や人工呼吸器による管理（持続陽圧呼吸法（CPAP）等を含む。）等、呼吸不全をはじめとした多臓器不全に対する管理）を要する新型コロナウイルス感染症患者については、救命救急入院料、特定集中治療室管理料又はハイケアユニット入院医療管理料を、それぞれ別途示した点数（通常の2倍となっている）で算定できる。また算定できる上限日数の延長があり、急性血液浄化（腹膜透析を除く。）を必要とする状態、急性呼吸窮迫症候群又は心筋炎・心筋症のいずれかに該当する患者は上限は21日、体外式心肺補助（ECMO）を必要とする状態の患者は上限が35日とされた。
2. 中等症以上（酸素吸入が必要な状態）の新型コロナウイルス感染症患者で、救急医療管理加算が算定できる入院基本料又は特定入院料を算定している場合、14日を限度として1日につき救急医療管理加算1の100分の200に相当する点数（1,900点）を算定できる。また新型コロナウイルス感染症患者を入院させている場合、看護配置に応じて、1日につき算定できる二類感染症患者入院診療加算に相当する点数が示された。
3. 新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのために、特定集中治療室管理料等（救命救急入院料、特定集中治療室管理料又はハイケアユニット入院医療管理料）と同等の人員配置とした病棟において、新型コロナウイルス感染症患者又は本来当該入院料を算定する病棟において受け入れるべき患者を受け入れた場合には、それぞれの入院料に係る簡易な報告を行うことにより、該当する入院料を算定することができる。「簡易な報告」は、今回の事務連絡（その12）の別紙1あるいは別紙2を使用して、運用開始の日付及び人員配置等について、各地方厚生（支）局に報告する。その際、別紙1、別紙2と配置職員の勤務実績を記録・保管しておく。
4. 新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ等により、当該保険医療機関内の救命救急入院料、特定集中治療室管理料又はハイケアユニット入院医療管理料を算定する病棟に入院できない場合には、患者の同意を得た上で、救命救急入院料を算定できる。その際、本来入院すべき病棟の種別、本来入院すべき病棟に入院できない理由及びその期間、当該病棟と同等の人員配置とした病棟に入院する必要性を記録・保管しておく。

4/1から適用が必要な施設基準の届出は今日までです。

届出が必要な項目について、医科「点数表改定のポイント」740～745頁、歯科「改定の要点と解説」129～130頁でご確認下さい。